

## 指定申請にかかるスケジュール

### 1 本市との事前協議

- ・ 事務局との協議期限は委員会が開催される月の前月末までです。  
(事務局と図面協議等を行い、必要な書類が提出され、地域密着型サービス運営委員会の協議完了案件として意見聴取する準備ができている状態とする必要があります。  
ただし、事務局との協議の終結を以て事前協議が完了するものではありません。2の運営委員会での意見聴取を経たのちに事務局からの通知を以て事前協議は完了します。お急ぎの場合は委員会終了後に事務局までお問合せください。)
- ・ 不備にかかる補正期間を考慮して面談を行ってください。予約なく来庁されましても対応できませんので、ご注意ください。



### 2 大阪市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取（1回目）

概ね、偶数月の月末に開催されます。



### 3 着工（新築・増改築の場合）

- ・ 必ず協議完了したことを確認してから着工してください。
- ・ 建築確認申請等に係る調査報告書に高齢施設課の経由印が必要です。



### 4 指定申請

- ・ 申請期限は委員会が開催される月の前月末までです。
- ・ 不備にかかる補正期間を考慮して面談を行ってください。予約なく来庁されましても対応できませんので、ご注意ください。



### 5 竣工検査・現地確認

委員会が開催される月の概ね1週目に行います。（外構も含め建物が竣工しており、ナースコールが稼働し必要な家具が搬入されているなど、入居者の処遇が確認できる状態で検査を受ける必要があります。）

※地域密着型特別養護老人ホームについては概ね委員会が開催される月の前月末に行います。（具体的な日程は必ず担当者に確認してください。）



### 6 大阪市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取（2回目）



### 7 指定時研修



### 8 指定

委員会が開催される月の翌月または翌々月の1日